

令和2年度 第6次葛飾区消費生活対策審議会議事録(第2回) (概要)

開催日時：令和2年7月29日(水) 午前10時00分から11時10分まで

開催場所：葛飾区消費生活センター消費者学習室

出席者：江川委員、黒崎委員、白井委員、林委員、室井委員、矢頭委員、
谷茂岡委員(五十音順)

配布資料名・次第

- ・委員、事務局名簿
- ・平成31年度版葛飾の消費生活(略)
- ・2020都民の暮らし輝く東京(略)

1 開会

(会長) ただ今から第6次葛飾区消費生活対策審議会第2回を開会します。
本日は、定足数を満たしていますので、開会させていただきます。

2 審議事項

(会長) それでは、2の審議事項に入ります。
最初に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

「配布資料読み上げ」

(会長) ありがとうございます。

それでは、2審議事項(1)の「意見具申に向けた課題検討について」に入ります。

まず整理をしたいのですが、前回の本会議におきましては、当面の課題として、次の3点が提起されました。

1点目は、地域における高齢者の見守り体制の構築であり、これに関連して、成年後見制度利用促進基本計画に基づくネットワークの構築であります。

2点目は、犯罪情報の区民への提供についてです。

3点目は、成年年齢の引き下げの対応についてです。

今回、事前にお配りしました「2020 都民の暮らし輝く東京」につきましても、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) ご説明いたします。

こちらの冊子は、東京都消費生活基本計画に基づく様々な取組みに

つきまして、わかりやすく世代別にまとめたものであります。2ページにありますように、平成30年度からの5年間で計画期間として策定したものであり、現在はその中間年度にあたります。

各項目の中で、本区でもすでに実施している事業について、ご紹介いたします。

まず、5ページの最初に記載されています情報提供です。本区では、テーマを変えながら、消費生活に係る各分野の専門家の方に執筆をお願いして毎年、区民向けに啓発のための暮らしにいかすという冊子を発行しています。

次に、10ページの最初に記載されています学校における消費者教育の推進です。本区では、出前講座を積極的に行っていますが、昨年度は、小学校3校に延べ8回、特別支援学校1校に1回行いました。中学校2校に対しても3月に予定をしましたが、あいにくのコロナウイルス感染拡大を受けて中止になりました。また、今年度につきましても、特別支援学校1校に対しましては、すでに今月の17日に行ったところでございます。この特別支援学校につきましても、卒業後就職する生徒さんがほとんどということで、毎年3年生全員を対象に行っております。今後、成年年齢が18歳に引き下げられることを考えますと、特に、この時期に行う意義が高くなると思っております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ただ今のご説明を踏まえまして、さきほど申し上げた各課題につきまして、何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) 学校での消費者教育につきましては、学習指導要領に基づいて学年に応じて行われていますが、特に中学校では全学校でこのような講義をしてほしいです。併せて、教員向けの出前講座も積極的に行っていく必要があると思います。

(委員) 昨年の消費生活展は中止になってしまいましたが、予定では契約に関するパネルを作成していました。中学生や高校生から質問があった場合には、一応対応できるように準備はしておりました。

(委員) 私は、何と言っても、高齢者の見守りネットワークづくりが大切ではないかと考えています。先進的な地域として神戸市がありますが、タブレット端末を拠点施設に置くような取り組みをやっているようです。今の状況を反映して、密を避ける対策も併せて講じているようです。1つの参考事例にはなるように思います。

(委員) 犯罪情報の区民への提供についてですが、どうも実際に被害に遭ったどうかまでは、はっきり出ていないことが気になります。提供する以上、その辺もきっちり出していただきたいです。

(会長) 高齢者の見守りネットワークづくりについては、タブレットの配置等のIT環境の整備も絡んできますので、もう少し詳しい情報が出てきたら、お知らせいただければと思います。また、成年年齢の引下げに関連しては、全部の中学校での講座の提案がありました。具体案をまとめて最終的に何か提案ができればと考えます。

それでは、ここでの審議は終了とし、今後の本審議会のスケジュールにつきまして、事務局はどのようにお考えですか。

(事務局) 2年間(令和3年12月任期満了)で6回の開催を予定しています。新型コロナウイルスの影響により本日の2回目の開催がかなり遅れてしまいましたが、3回目と4回目は課題に対してご審議いただき、その内容を踏まえて5回目では意見具申の素案を検討して、最後の6回目で意見具申を行っていただければと考えております。

(会長) ありがとうございます。

それでは、2審議事項(1)の「意見具申に向けた課題検討について」を終了いたします。

次に、2審議事項(2)の「その他」に入ります。

何かございますか。

(委員) コロナウイルス感染症拡大の状況を受けまして、新しい生活様式の確立の必要性が言われています。本審議会でも、皆さんお集りの中でご議論していただき、情報を共有するとともに、同じ方向に少しでも向いていければと思います。

(委員) コロナの感染が続きますと、外出して買い物をすることが減りネットで物を買うことが増えるので、消費者被害が増えるような気がしています。

(会長) 今、お配りいただいた資料につきまして、少しご説明いただけますか。

(事務局) この資料は、国が出しています感染防止対策に関して東京都が作成した感染拡大防止ガイドラインにつきまして、葛飾区保健所がよりわかりやすく説明したものです。買い物は短時間、食事は小人数といっ

た細かいことも書かれています。

(委員) コロナ禍の中でも高齢者や障害者が契約をすることがあると思いますが、ちょっと心配ですね。意思決定の支援等、十分にサポートしていく必要があると考えます。

(委員) 仮に誰かが感染した場合、濃厚接触者も出てくることが想定されます。いずれにしても、この状況は、個人情報の問題もあるかも知れませんが、できる限り早く発表してほしいです。差別があるという話もありますが、インフルエンザに罹ったと言って差別を受けることは、今はないでしょう。これは、治療法が確立すれば、皆さんの不安も解消されませんかね。

(会長) いろいろと貴重なご意見ありがとうございました。
それでは、2審議事項(2)の「その他」を終了いたします。
次に、3のその他に入ります。
事務局何かございますか。

(事務局) 2点ございます。

まず、本日、机上に配布させていただきました「平成31年度版葛飾の消費生活」ですが、これは、毎年度作成しています当センターの事業概要であります。6ページに相談件数が載っています。平成30年度に久しぶりに3千5百件を超えましたが、昨年度はそれがさらに5%以上増加し、高水準が続いております。主な相談は架空請求に関するものですが、その他に健康食品の定期購入に関する相談が増加しています。14ページ以降の講座等の実績については、後ほどご欄いただければと思います。

もう1点は次回の本審議会の日程です。できる限り早く開催したいと考えておりますが、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえて、具体的な日程につきましては、後日調整させていただきます。

(会長) よろしくお願いたします。

4 閉会

(会長) 第6次葛飾区消費生活対策審議会第2回を閉会します。
どうもありがとうございました。